



福岡医発第 1283 号 (地)

令和 5 年 8 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件 (E 3 (新項目): 1 件) が保険適用されたことに伴い、
今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示さ
れ、令和 5 年 8 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されて
おりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、
医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますこ
とを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令 5. 7. 31 保医発 0731 第 14 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省
保険局歯科医療管理官)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第889号（保険）
令和 5 年 8 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件（E3（新項目）：1 件）が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 5 年 8 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令 5.7.31 保医発 0731 第 14 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0731第14号
令和5年7月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和5年8月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節D023に次を加える。

(38) A群β溶血連鎖球菌核酸検出

A群β溶血連鎖球菌核酸検出は、15歳未満のA群β溶血連鎖球菌感染が疑われる患者に対し、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合に本区分「3」淋菌核酸検出を準用して算定できる。なお、本検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査「18」のA群β溶連菌迅速試験定性又は区分番号「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 （略） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 2 2 （略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （１）～（３７）（略） <u>（３８） A 群 β 溶血連鎖球菌核酸検出</u> <u>A 群 β 溶血連鎖球菌核酸検出は、15 歳未満の A 群 β 溶血連鎖球菌感染が疑われる患者に対し、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合に本区分「３」淋菌核酸検出を準用して算定できる。なお、本検査と区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「18」の A 群 β 溶連菌迅速試験定性又は区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> D 0 2 3 － 2 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 2 節 削除 第 3 節・第 4 節 （略）	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 （略） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 2 2 （略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （１）～（３７）（略） （新設） D 0 2 3 － 2 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 2 節 削除 第 3 節・第 4 節 （略）

第4部～第13部（略） 第3章（略）	第4部～第13部（略） 第3章（略）
-----------------------	-----------------------

新たに保険適用が認められた検査

令和5年7月31日 保医発 0731 第14号（令和5年8月1日適用）

No.1

測定項目	A 群 β 溶血連鎖球菌核酸検出
販売名	ID NOW ストレップ A 2
区分	E 3（新項目）
測定方法	等温核酸増幅検出法（NEAR法）
主な使用目的	咽頭ぬぐい液中の A 群 β 溶血連鎖球菌核酸の検出 （A 群連鎖球菌感染の診断の補助）
点数	204点（D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 3 淋菌核酸検出）
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0～D 0 2 2（略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （1）～（37）（略） <u>（38）A 群 β 溶血連鎖球菌核酸検出 A 群 β 溶血連鎖球菌核酸検出は、15 歳未満の A 群 β 溶血連鎖球菌感染が疑われる患者に対し、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合に本区分「3」淋菌核酸検出を準用して算定できる。なお、本検査と区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査「18」の A 群 β 溶連菌迅速試験定性又は区分番号「D 0 1 8」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> D 0 2 3－2～D 0 2 5（略）

（日本医師会医療保険課）